

平成31年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

平成31年2月19日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 報第 1号 専決処分の報告について
報第 2号 専決処分の報告について
報第 3号 専決処分の報告について
報第 4号 専決処分の報告について
報第 5号 専決処分の報告について
- 第 7 報第 6号 専決処分の報告について
- 第 8 報第 7号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 1号 村上市教育長の任命について
- 第10 議第 2号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第11 議第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 平成31年度村上市施政方針
- 第13 議第 4号 平成31年度村上市一般会計予算
議第 5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7号 平成31年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算
議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算
議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算
- 第14 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについて

- 議第 17 号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例制定について
- 議第 18 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 19 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議第 20 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 議第 21 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議第 22 号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第 23 号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議第 24 号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 25 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 26 号 市有財産の譲与について
- 第 15 議第 27 号 村上市長寿祝金等支給条例制定について
- 議第 28 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について
- 議第 29 号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 30 号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について
- 議第 31 号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定について
- 第 16 議第 32 号 市道路線の認定について
- 議第 33 号 市道路線の変更について
- 議第 34 号 市道路線の廃止について
- 議第 35 号 村上市森林環境整備基金条例制定について
- 議第 36 号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 37 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 38 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議第 39 号 平成 30 年度村上市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 18 議第 40 号 平成 30 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 41 号 平成 30 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 42 号 平成 30 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議第 4 3 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議第 4 4 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
議第 4 5 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議第 4 6 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議第 4 7 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議第 4 8 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
日程第 6 報第 1 号 専決処分の報告について
報第 2 号 専決処分の報告について
報第 3 号 専決処分の報告について
報第 4 号 専決処分の報告について
報第 5 号 専決処分の報告について
日程第 7 報第 6 号 専決処分の報告について
日程第 8 報第 7 号 専決処分の報告について
日程第 9 議第 1 号 村上市教育長の任命について
日程第 1 0 議第 2 号 村上市教育委員会委員の任命について
日程第 1 1 議第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 1 2 平成 3 1 年度村上市施政方針
日程第 1 3 議第 4 号 平成 3 1 年度村上市一般会計予算
議第 5 号 平成 3 1 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6 号 平成 3 1 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7 号 平成 3 1 年度村上市葡萄スキー場特別会計予算
議第 8 号 平成 3 1 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 9 号 平成 3 1 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 0 号 平成 3 1 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 1 1 号 平成 3 1 年度村上市下水道事業特別会計予算
議第 1 2 号 平成 3 1 年度村上市集落排水事業特別会計予算

- 議第 1 3 号 平成 3 1 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 3 1 年度村上市上水道事業会計予算
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 4 議第 1 5 号 損害賠償の額を決定し和解することについて
- 議第 1 6 号 損害賠償の額を決定し和解することについて
- 議第 1 7 号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定について
- 議第 1 8 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 9 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 0 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 1 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 2 号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 市有財産の譲与について
- 日程第 1 5 議第 2 7 号 村上市長寿祝金等支給条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について
- 議第 3 1 号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定について
- 日程第 1 6 議第 3 2 号 市道路線の認定について
- 議第 3 3 号 市道路線の変更について
- 議第 3 4 号 市道路線の廃止について
- 議第 3 5 号 村上市森林環境整備基金条例制定について
- 議第 3 6 号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

	議第37号	村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
	議第38号	村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
日程第17	議第39号	平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)
日程第18	議第40号	平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
	議第41号	平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)
	議第42号	平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議第43号	平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
	議第44号	平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)
	議第45号	平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第46号	平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議第47号	平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第48号	平成30年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)

○出席議員(22名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	9番	鈴木いせ子君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員(1名)

14番	竹内喜代嗣君
-----	--------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副市	長	忠聡君
教育	長	遠藤友春君

総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覺君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	山田和浩君
農林水産課長	大滝敏文君
地域経済振興課長	川崎光一君
観光課長	竹内和広君
建設課長	伊与部善久君
都市計画課長	山田知行君
下水道課長	早川明男君
水道局長	川村甚一君
会計管理者	松田明君
農業委員会事務局長	鈴木美宝君
代表監査委員	瀬賀良君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
消防長	長研一君
学校教育課長	木村正夫君
生涯学習課長	板垣敏幸君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君

○事務局職員出席者

事務局長 小林政一

事務局次長 大 西 恵 子
係 長 鈴 木 渉

午前 9時59分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は22名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから平成31年第1回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。本日、平成31年村上市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提出をいたしました議案は、専決処分の報告7件、人事案件2件、専決処分の承認1件、各会計当初予算11件、損害賠償の額を決定し和解する件2件、条例の制定2件、条例の廃止2件、条例の全部改正1件、条例の一部改正13件、市有財産の譲与1件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、市道路線の廃止1件、補正予算10件の合わせて55件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、5番、稲葉久美子さん、19番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

平成31年度第1回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る2月12日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課副参事

並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日2月19日から3月14日までの24日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、報告事件の審議、即決事件の審議、採決を行い、その後、市長より平成31年度村上市施政方針についての発言があります。続いて、議第4号から議第14号までの平成31年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、平成31年度村上市一般会計予算及び各特別会計予算については、残る議第15号から議第48号までの議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切りかえ、平成31年度村上市各会計当初予算の概要について財政課長から補足説明を受けることといたします。なお、この説明につきましては質疑ができませんので、ご承知おきください。また、今定例会においても一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

あす20日の本会議では、施政方針及び第4号から第14号までの11議案に対して、各会派代表から代表質問を行い、その後11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託いたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、鷺ヶ巣会は54分、2番、清流会は47分、3番、新政村は47分、4番、高志会、5番、日本共産党、6番、市政クラブは、それぞれ34分といたします。

2月22日及び25日の2日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

2月28日、3月1日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、4日、5日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、6日、7日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中審査をお願いいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち各常任委員会のそれぞれの所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、3月11日には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより2月28日、3月1日は総務文教分科会、4日、5日は市民厚生分科会、6日、7日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

11日は、一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会では、各分科会長から分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月14日の本会議最終日は、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、審査の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、理事者関係議案についてであります。報第1号から報第5号については、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

報第6号及び報第7号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第1号 村上市教育長の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

議第2号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

議第3号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程、質疑、討論の後、ボタン式投票により即決といたします。

その後、市長より平成31年度村上市施政方針についての発言があります。

続いて、議第4号から議第14号までの平成31年度村上市一般会計予算及び特別会計・事業会計予算の11議案については一括上程とし、議会先例第60号の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、あす20日の本会議において、施政方針及びこの11議案に対しての代表質問を行った後、11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

次に、議第15号から議第26号までの12議案は総務文教常任委員会へ、議第27号から議第31号までの5議案は市民厚生常任委員会へ、議第32号から議第38号までの7議案については経済建設常任委員会へ、一括上程、一括質疑の後、付託いたします。

次に、議第39号は、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

議第40号から議第48号までの9議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託し、審査をお願いいたします。

また、一般質問の通告は、2月14日正午で締め切ったところ10名の通告がありました。2月22日、25日にそれぞれ5名が2日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は3月12日、その他の意見書の提出期限は2月27日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月14日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの24日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会側から議員の辞職許可についてをご報告申し上げます。

去る1月31日、本間清人議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日議長においてこれを許可いたしました。また、2月13日、板垣千代子議員から議員辞職願が提出され、同条の規定により同日議長においてこれを許可いたしました。

なお、議員辞職に伴う議会運営委員会委員及び各特別委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり議長において指名を行いましたので、ご報告をいたします。

次に、理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、非常勤特別職職員が逮捕された事件についてであります。本年1月17日午前8時18分に地域おこし協力隊員が強制わいせつの容疑で村上警察署に逮捕されたものであります。まずは、被害に遭われました方、またそのご家族や関係者の皆様にご心痛をおかけをいたしましたことに深くおわびを申し上げます。村上警察署によりますと、平成30年11月9日午後9時50分ごろ村上市内の家屋内で20代の女性に対する強制わいせつ容疑による逮捕であり、その後本年2月6日に起訴されております。逮捕直後の村上警察署の発表では、逮捕された本人も一部犯行を認めていること、そして何よりも被害を受けた方がいること、さらに国の制度である地域おこし協力隊の隊員が起こした事件として影響度が非常に大きいことなど著しい信用失墜行為であると判断し、逮捕当日付で解嘱するとともに、担当部署管理職員の処分を行ったところであります。また、職員への綱紀粛正を徹底指示していたにもかかわらずこのような事件を起こしたことは、まことに遺憾であり、議員各位並びに市民の皆様におわびを申し上げます。今後とも市民の皆様からの信頼回復に向け、これまで以上に行政にかかわる全職員のコンプライアンスの徹底と職務精励に努めてまいります。

次に、火災の発生状況であります。平成30年第4回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり、建物火災が5件であります。中でも昨年12月9日の山北地区中津原地内で発生した住宅火災でお一人、2月7日の荒川地区坂町地内で発生した住宅火災でもお一人のとうとい命が奪われました。まさに断腸の思いであり、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、今後とも防火・防災に強いまちづくりに向けて非常備消防を初め、関係機関との連携強化を図ってまいります。なお、2月7日坂町地内で発生した建物火災におきまして、防災行政無線から場所を特定する情報が放送がされない事案が発生をいたしました。本来であれば、坂町、羽越本線松山踏切東側付近と放送すべきところ、羽越本線松山踏切東側付近という附帯情報が流れなかったものであります。原

因につきましては、指令システム機器の入れかえ時における職員の入力作業設定に誤りがあったものであるため、直ちに修正を行ったところであります。このたびの火災の際、消火活動に支障は来さなかったわけでありますが、市民の皆様には不安とご心配をおかけいたしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付報告書のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、平成30年11月から本年1月までの間に6,973件、総額で1億7,567万4,000円の申し込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては2件、金額で130万円のご寄附をいただいたものであります。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用をさせていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） おはようございます。監査委員の方ご苦労さまでございますが、一、二点ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

監査の報告の中の4ページになりますか、⑥番のところ現金等の管理状況についてという項目がありました。その中の施設の預り金が不適切に管理されているものが一部見受けられたという記載されておりますが、昨年だとこの不適切なという言葉を使わないで明確にこういうものが不適切だったよという格好で記載されていたと思うのですけれども、今回ひっくり返って不適切という言葉1点で使っているものですから、どのような不適切があったのか、どのようなご指導をなさったのか、ちょっとその辺をお伺いしたいということをお願いしたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） これについては、山北の一部の学童保育所でおやつ代とかの預り金を鍵の施錠できる場所がないということで一部現金を自宅に持ち帰って保管していたと。そういうようなことがありましたので、軽微と言っては失礼なのですが、軽微な問題だったので、具体的には報告いたしませんでした。そういうことです。

○3番（本間善和君） 了解しました。わかりました。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 済みません。山北ではなくて荒川地区でした。申しわけありません。

学童保育所は学童保育所なのですが、失礼しました。

○3番（本間善和君） 続いて、もう一点よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） もう一点、その下の個別事項、失礼しました、収納率についてちょっとお伺いします。税務課の収納率、その下にすぐ出てきますけれども、税務課の収納率が現年度分収納率76.41%という格好で明記されております。昨年と私比較してみると10%から下がっているという数字になっているのです。昨年度がちなみに76.76%という格好で約10%これ下がっています、収納率が。何か原因があったかお伺いしましたか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 市税の現年度分なのですが、30年度76.41%、29年度76.42%ですが、10%も下がっていないと思うのですが。

それともう一つ、昨年度は12月末時点ですし、今年度の定期監査では11月末時点の数字です。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） わかりました。私、これ11月と12月の収納率のその違いのところをちょっと見ていなかったもので、理解しましたので、了解しました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第1号 専決処分の報告について

報第2号 専決処分の報告について

報第3号 専決処分の報告について

報第4号 専決処分の報告について

報第5号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第1号から報第5号までの5議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第1号から報第5号までにつきまして、一括してご報告を申し上げます。

本件は、平成30年11月1日、村上市上野地内の国道7号を公用車で村上市方面に走行中、右折しようとしてセンターライン付近で停車していた介護老人保健施設利用者送迎車に接触し破損させ、同乗者に精神的な苦痛を与えたものであります。報第1号は、相手方車両の左後部を損傷させたもので、停車中の車両に接触したものであり、相手側の責めに帰すべき事由も認められないことから、車両修繕費及び代車費用並びに関係職員の事故に伴う時間外手当として29万3,747円を賠償するものであります。

また、報第2号から報第5号までにつきましては、接触した介護老人保健施設利用者送迎車に同乗していた4名の方の医療機関での受診に係る医療費及び慰謝料として2万212円をそれぞれ賠償するものであります。このたび示談が成立し、いずれも50万円以下の損害賠償であったことから専決処分させていただいたものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） ちょっと二、三確認させていただきます。

このたびのこの事故、市長は今「うへの地内」と現場を読まれておりましたけれども、これは「うわの」とは違うのですか。というのは、杏園の入り口あたり、ちょっとマニアックになりますけれども、あの辺地元の村では「うわの」という番地があるのですけれども、杏園の入り口、現場は杏園の入り口ということの想定なのですけれども、その前提でお話ししますが、まずこの点ただしておきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 杏園の入り口でいいのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 杏園の入り口より少しこっち側、山北側、道の駅側。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 済みません。担当課で答弁させます。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 杏園の入り口ではなくて、本当の「うへの集落」がございますけれども、その7号のところというふうに報告を受けております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 「うえの集落」ということになりますと、例えば公用車が村上に向かっている。そうすると、施設の車が反対方向に向かっている。センターライン付近にとまって右折をしていると。上野地内ですと7号かなり広いのです。11月1日、恐らく雪も降って壁ができていた状況ではなかったはずですので、なぜ対向車に向かって接触するような近い距離を通行したのか、この辺が不明な点ともう一つ、対向している車の左後ろ側にどうやったら接触できるのかという疑問があるわけなのですけれども、この辺いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 対向してきた車ではなくて、右折しようとしてセンターラインに寄っていた車両に後ろから追突したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） やっとこれでわかりました。なるほど。後ろから接近して行って左後ろに接触したと。それでもあの道路は、7号でもあの付近はかなり広い道幅をとっている中、接触するような運転をするということについては、運転者側に何か問題があったのではないかなと推測されるのですけれども、その辺の確認はいかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 本人にも確認したわけでございますが、当時天候が雨、また太陽がのぞくような状況でございます、山北方面から村上市に向かった際にちょうど夕日が当たったというふうに聞いておりますが、病気等で例えば意識をなくしたというものではなくて、あくまでも運転者の過失ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 3問終わり。

○4番（鈴木好彦君） では、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 報第6号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第6号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合が非常勤職員の公務災害の補償等に関する事務を共同処理事務へ加入するための規約変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決による市長の専決事項の指定により専決処分をいたしたものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第8 報第7号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第7号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された契約の金額を変更する契約についてであります。

アリーナのセクション工事に係る掘削工事に伴い、わき水が発生したことから、対策工事として暗渠排水管設置工事を追加するとともに、セクションの仕上げを変更するため685万8,000円を増額したものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第9 議第1号 村上市教育長の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第1号 村上市教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものであります。

平成31年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育長、遠藤友春氏を引き続き村上市教育長として任命しようとするものであります。略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き21名です。

直ちに投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、5番、稲葉久美子さん、19番、長谷川孝君を指名いたします。

両人の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成21票、反対ゼロ票、以上のおりであります。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第2号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第2号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものであります。

平成31年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育委員会委員、勝間修二氏の後任といたしまして新たに横山吉夫氏を村上市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましては、お示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくて無記名投票により採決をいたします。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き21名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、5番、稲葉久美子さん、19番、長谷川孝君を指名いたします。

両人の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成21票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第11 議第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めます。

補正の内容は、新潟県議会議員一般選挙に係る経費及びふるさと納税寄附金増額に伴う経費であり、歳入歳出それぞれ7,380万円を追加し、総額を375億8,860万円にいたしました。

歳入におきましては、第15款県支出金で選挙費事務委託金として380万円を、第17款寄附金ではふるさと納税寄附金で7,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費でふるさと納税寄附金のクレジット決済手数料及び新潟県議会議員一般選挙経費で640万円を、第7款商工費では物産振興経費でふるさと納税寄附者記念品代の追加で2,600万円を、第13款諸支出金で基金積立金としてふるさと応援基金4,140万円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 平成31年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第12、平成31年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 平成31年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

さて、本市は昨年合併10周年の節目を迎えました。一つの村上市をつくるためにさまざまな課題を乗り越えながら、ご尽力いただいた関係者の皆様に改めて深く感謝申し上げます。それと同時にこの10年間を振り返り、成果を踏まえて改善や見直しの必要はないかを十分見きわめなければならぬと強く感じているところであります。

とりわけ、人口減少という大きな課題に対しては、平成27年に村上市総合戦略を策定して対策を講じてきたところでありますが、予測値よりも若干緩やかとなったものの、本市の人口は合併時から約9,000人減少し、今後その影響について引き続き注視していかなければならない状況にあります。

しかしながら、さまざまな取り組みの成果も確実に見えてきております。一例を申し上げますと、昨今、さまざまなメディアから本市の観光や物産のことを取り上げていただくようになってきており、ふるさと村上応援寄附金やお礼品による物産振興などに大きく貢献しているほか、本市の魅力や発信力が大きく高まり、市民の誇りの醸成につながっていると強く感じるところであります。これは、これまで数々のプロモーションなどを関係者の方々と粘り強く講じてきた成果であると考えており、今後も本市の強みを生かしつつ、市全体の好影響に結びつけることができるよう、持続成長する村上市を目指しながら、次の時代を見据えた取り組みを進めてまいります。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額325億6,000万円で、昨年度を17億1,000万円下回る予算となっており、主要財源は、市税で64億9,000万円、地方交付税で124億円、国

県支出金で43億9,000万円、市債で26億8,000万円を見積もりました。

歳出予算におきましては、継続事業である荒川地区公民館建設事業及び厚生連村上総合病院移転新築に向けた周辺道路整備事業、厚生連村上総合病院の移転新築に対する補助金や、新規事業といたしまして、介護基盤整備事業、小学校統合に係る西神納小学校校舎改修工事経費、さらに本年度から創設されます森林環境譲与税（仮称）を活用した各種事業を計上したほか、将来に向けて持続可能な行財政運営を確立するため、事務事業見直しを行いながら総合戦略に基づく各種事業の選択と集中を図った予算を計上いたしております。

続きまして、主要事業の取り組みにつきまして、本市総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

それでは、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」についてであります。本市の健康増進と医療体制の充実につきましては、健康づくりの基本計画となる「健康むらかみ21計画」及び「村上市食育推進計画」について、中間評価を行い改定した計画に基づきながら、市民の健康寿命の延伸に向けた生活習慣病対策や歯の健康に対する効果的な保健事業を実施してまいります。

また、地域医療体制の充実については、圏域の基幹病院となる村上総合病院の移転新築事業への支援や県立坂町病院の活性化を図るとともに、本市独自の医学生への修学資金支援制度や医療従事者の確保策を関係機関と連携して取り組むことによって、必要な地域医療資源の確保に努めてまいります。

なお、地域医療のあり方につきましては、私が全国市長会の地域医療確保対策会議の委員となっておりますので、地域医療や医師確保の現状などについて積極的な発言や協議を行い、国の制度改正などに結びつくよう努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険については、制度改正による県単位化に伴う作業を順次進めるとともに、後発医薬品の利用啓発や疾病予防事業の展開により、医療費適正化の取り組みを粘り強く進めてまいります。

子育て環境の充実につきましては、子どもの健やかな成長発達と子育て世代への切れ目のない支援体制を強化するために、「こども課」を新設します。

本年10月から国が幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、保育ニーズの一層の高まりが予想されますので、民間事業者とも連携を図りながら保育を必要とする子どもの受け入れ体制の確保に努め、子育てと就労の両立を支援してまいります。

また、施設整備につきましては、子育て世代から意見が多く寄せられております「休日などに親子で遊べる場所」について、閉校となる学校を利活用することで検討を進めているほか、保育園や小・中学校の冷房設備を整備することなどで、保育環境と学習環境の改善を進めてまいります。

次に、高齢者の健康と安心な暮らしづくりについてであります。

現在、本市高齢化率は37%を超えており、今後は高齢者数の増加に伴い、これまで以上に医療や介護のニーズが高まると推測されます。

若い世代からの健康に対する意識を高め、疾病の早期発見や健康寿命の延伸、医療や介護の人材確保など、包括的に対策を講じながら、将来を見据えた高齢者の安心づくりを進めてまいります。

また、高齢になっても元気に活躍できるように、生きがいつくりと社会参加を促しながら、総合型スポーツクラブや新潟リハビリテーション大学などと連携し、疾病予防や介護予防事業を進めるとともに、高齢者が住みなれた地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

新年度においては、軽度の要介護認定者に対して効果的な機能改善や自立支援を行うため、「地域ケア個別会議」を開催しながら、より充実した支援となるよう努めてまいります。

今後、増加すると予測される認知症高齢者につきましては、成年後見制度の利用促進を図るとともに、介護する家族への支援や市民が認知症に関する理解を深めてサポートする体制づくりなどを進めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、第3次村上市障がい者計画等に基づき、地域で安心して暮らせる環境整備や障がい福祉サービスの充実を関係事業所などの協力を得ながら取り組んでまいります。

また、昨年度から子育てに役立つ応援ツールとして「ぱすのーと」を作成しました。特にアレルギーやてんかん、発達障がいなど支援が必要な方は「青い支援ノート」を使うことにより、成育歴等の情報を確実に引き継ぎ、生涯を通して切れ目のない支援を受けられるよう取り組んでまいります。さらに、保護者自身が障がいの特性を理解し、適切な行動ができるよう「ペアレントトレーニング」を継続して実施してまいります。

総合的な福祉の推進につきましては、近年、高齢、障がい、生活困窮などの複合した課題を抱えた相談がふえてきており、分野を超えた総合的な連絡調整等を円滑に行う必要があります。このため、福祉課に総合相談窓口を新設し、家族に対する包括的な相談支援を進めてまいります。

また、虐待、不登校、引きこもりなどについては、問題がより複雑・深刻化する状況の中で、家庭相談員や保健師、民生委員、教育委員会などとの連携を深め、問題解決への支援を行ってまいります。

続きましては、「ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり」につきまして、本年度の主な取り組みについてご説明いたします。

初めに、本市の環境政策についてであります。その基本指針となる「第1次村上市環境基本計画」が2020年度で計画期間を終えることから、第2次計画策定の準備を進めることとしております。

平成31年度には「新潟県の名水サミット in 村上」を新潟県と共催で実施するほか、「環境フェスタ」の開催などにより、本市の環境保全に関する意識啓発を図ってまいります。

また、新エネルギーの推進につきましては、新たに地球温暖化対策に係る協議会を設置し、本市の環境やエネルギー施策に意見を反映させるとともに、再生可能エネルギーの利用や二酸化炭素排

出の抑制を推進してまいります。新エネルギーの1つである洋上風力発電につきましては、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」により、今後は国の主導で進められることとなりましたので、本市が先進的に培ってきた知見を生かしつつ、県などと協力した取り組みを進めてまいります。

生活衛生の向上につきましては、一層のごみの減量化や資源化を目指し、資源ごみ収集体制の改善や収集回数の見直しを行い、収集の統一化を進めてまいります。

公害の防止につきましては、臭気測定や水質検査による監視と指導を継続するとともに、問題となる施設には設備の改善や臭気の軽減対策が実施されるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

公共下水道事業においては、仲間町地内の国道7号沿線で管渠整備を引き続き実施するほか、持続可能な下水道事業の運営を見据えて日本下水道事業団と共に進めてきた「ストックマネジメント計画」に基づき、村上浄化センターの改築更新工事に着手するほか、集落排水事業におきましても、中浜処理場で機能強化工事を実施するなど、各施設の長寿命化を図ってまいります。

また、下水道への接続や水洗化率の向上を図るため、引き続き普及啓発活動を行い、市民の下水道への理解が深まるよう努めてまいります。

上水道及び簡易水道事業につきましては、昨今頻発する自然災害に備えるためにも、引き続き配水管や施設の改良と耐震化、水道施設のマッピングシステム構築などを進めるほか、病院等の重要給水拠点施設の配水管等について、順次、整備・更新を行い、水道水の安定供給に努めてまいります。

なお、下水道事業及び農業集落排水事業、簡易水道事業の各特別会計におきましては、2020年4月からの地方公営企業会計への移行に向けた作業を進めるほか、上下水道料金の従量料金統一につきましても、引き続き作業を進めてまいります。

河川・排水路の整備につきましては、災害の未然防止に向けた取り組みとして、普通河川滝矢川の河川整備のほか、河川・排水路の堆積土砂や草木の除去などを行い、機能保全と維持管理に努めてまいります。

港の整備やにぎわいづくりににつきましては、「みなとオアシス越後岩船」を核として、関係団体とともにイベントなどを通じた港のにぎわいづくりと情報発信に努め、官民協働でみなとオアシスの活性化と利用促進を進めてまいります。また、船舶の安全航行のため、航路の漂砂埋没対策などの港湾機能の保全について、引き続き国や新潟県に対して要望してまいります。

地域の暮らしと活性化を担う道路として期待される日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の整備につきましては、関係各位のご協力により、山北地域につきましても用地交渉や契約が順調に進み、道路本体工事ではトンネル掘削工事や本線盛土・ボックス設置工事などが行われるにつれて、次第に工事進捗が目に見えるようになってまいりました。今後も早期開通に向け、本線工事の整備

がさらに加速していくよう、官民一体となった要望活動などの取り組みを進めてまいります。

また、暮らしと密着する生活道路や通学路につきましても、地域の要望や安全面に配慮しながら整備を進めるとともに、経年劣化が進む橋梁などの長寿命化を図るため、点検や計画の見直しをしながら、安全安心な道路環境の整備を図ってまいります。

次に生活交通の確保・充実についてであります。現在、主に新潟市内への通院に利用されている「村上市高速のりあいタクシー」につきましては、新たに新潟市民病院を乗降場所に追加することとしており、引き続き、運行時刻の見直しをしながら利便性の向上を図ってまいります。また、「山北地区のりあいタクシー」におきましては、山北徳洲会病院健康友の会で運行しております外来送迎サービスと連携し、買い物困難者対策を考慮した新たな運行を開始するなど、持続可能な公共交通を目指してまいります。

市街地と景観の整備・保全に関しましては、「村上市歴史的風致維持向上計画」に基づく外観修景工事費への助成を継続し、歴史的建造物の保存と歴史的街並みの形成によるにぎわいの創出を図ってまいります。

村上駅周辺まちづくり事業の推進につきましては、厚生連村上総合病院の移転新築用地である駅西地区へのアクセス性向上のため、引き続き幹線道路及び周辺道路の整備に取り組むとともに、駅前跡地の活用についても引き続き検討してまいります。

また、荒川地区で進めている都市計画道路「南中央線」整備事業につきましても、新潟県で実施している「東大通り線」整備事業との連携を図りながら整備を進めてまいります。

本市の住環境整備につきましては、木造一戸建て住宅の耐震化に対する支援を継続するとともに、公営住宅の適切な維持管理と長寿命化を図ってまいります。

空き家対策につきましては、地域や関係機関と連携しながら所有者等の適正管理を促し、管理不全な空き家の発生抑止に努めるとともに、空き家バンク事業におきまして、「空き家バンク移住応援補助金」や「独立行政法人住宅金融支援機構」と協定した融資制度「フラット35」をご利用いただくなど、移住者に向けた空き家の活用促進にも取り組んでまいります。

また、新たに策定した「村上市空き家等対策計画」に基づき、関係機関や民間事業者などとの連携強化を図りながら、空き家等の適正管理及び活用の促進について助言・指導を行うとともに、管理不全な空き家等については、その状態により「特定空家等」に認定し、緊急性等を十分考慮し対応してまいります。

次に、「産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり」につきましても、主な取り組みについてご説明いたします。

本市の基幹産業である農業につきましては、「岩船米」の主産地としてさらなる品質の安定化や食味の向上に取り組みながら、産地としての一体感の醸成と国内外の新市場の開拓を図り、「売る米づくり」を推進してまいります。特に課題となっている農業の担い手対策については、地域との

話し合いを十分行いながら農地の集積・集約を進めるとともに、基盤整備や生産コストの低減を図り、効率的で生産性の高い農業を目指します。

また、中山間地域の農村集落につきましても、問題となっている有害鳥獣対策を継続しながら、集落の魅力づくりや集落活性化を支援してまいります。

村上牛につきましては、生産者や関係団体と連携し、さらなる高品質化とブランドの維持、出荷頭数向上の取り組みを進めてまいります。

豊富な食材は本市の魅力の一つでもあります。生産地と全国の消費地を結ぶ機会を創出し、販路拡大と生産者の所得向上を目指す「食の村上ブランド推進事業」を国の地方創生推進交付金を活用して実施してまいります。

林業につきましては、本年4月から森林経営管理法が施行されることから、所有者に適切な森林管理を促すとともに、区域内の森林経営管理が円滑に行われるよう必要な対策を実施してまいります。

近年、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎え、主伐や再造林、担い手の確保、木材利用の促進などにさらなる取り組みが必要となっております。その費用に森林環境譲与税（仮称）を充てることとしており、今後の森林資源の利用促進に貢献するものと期待しているところであります。

また、平成29年度より着工した森林基幹道岩船東部線開設工事につきましては、円滑な工事推進のため、地域及び関係機関と連携しながら進めてまいります。

水産業につきましては、魚価低迷や漁業者の後継者不足などが続く状況となっておりますが、水産物の鮮度向上に対する施設整備や関係機関と連携した「白皇鮭」「越後本ズワイ」などのブランド力の向上や、「新規漁業就業者総合支援事業」などを活用して漁業への就業と定着を図り、漁業の活性化と本市水産物の魅力向上を総合的に推進してまいります。

内水面漁業におきましても、本市最大の特産品であり、本市のイメージを牽引する「鮭」などの資源増殖や「水産多面的機能発揮対策事業」の活用による河川環境と生態系保全に努めてまいります。

続いて、本市の商工業についてであります。本市の状況につきましては、人口減少による影響から各産業における人手不足が課題となっておりますが、市内産業の元気づくりや活性化支援に鋭意努力してきたところです。今後、さらに持続・発展できる経営体の形成を目指し、産業支援プログラムや小規模事業者に重点を置く制度融資の見直しなどを行い、商工団体と連携した取り組みを進めてまいります。

また、企業進出や市内企業の規模拡大、中小企業の設備投資などに対し、空き地・空き工場バンクによる情報提供や村上市企業設置奨励条例、生産性向上特別措置法に基づく支援制度などを通じ、企業の経営ニーズに合わせた対応を行いながら市内企業の一層の事業拡大を支援してまいります。なお、10月に予定されております消費税の増税による市内経済への影響につきましては、動向を注

視していかなければならないと考えております。

伝統的工芸品の振興につきましては、村上堆朱事業協同組合で実施している村上木彫堆朱の「後継者育成支援事業」が最終年となることから、さらなる技術向上が図られるよう支援していくとともに、羽越しな布につきましても、地域おこし協力隊による技術継承などを通し、後継者不足の解消につながる取り組みとなるよう進めてまいります。

観光誘客活動につきましては、本年10月から12月の間、「新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーン」が、本市においても大きな魅力の一つである「食」をテーマにスタートします。これに合わせて、羽越本線の新潟から酒田間に新観光列車「海里」の運行が開始されるほか、「食」やおもてなしの質の高さから大変人気のある「トランスイート四季島」のお客様が、8月及び9月の各1回、本市にお立ち寄りいただくこととなりました。これらのまたとない機会にSNSなどを活用した情報発信と「食」や特産品のPRを行いながら、関係市町村や県、鉄道事業者等と連携した誘客活動に努めてまいります。

また、昨年度就航した関西・新潟間のLCC運行に伴い、新潟空港から本市までの2次交通を運航している瀬波温泉旅館組合への支援を継続しながら、関西方面からの誘客についても引き続き取り組んでまいります。

個人旅行化が進む外国人旅行者に向けては、これまでも外国人記者によるメディアへの掲載や各国へ向けた情報発信を図りながら、本市観光の認知度の向上を目指してきたところです。今後も引き続き訪日外国人の誘客活動につながる取り組みを進めてまいります。

観光施設整備につきましては、来訪者の満足度向上と地元活性化が図られるよう計画的に整備を進めることとしております。また、物産の振興につきましても、ふるさと村上応援寄附金のお礼品を活用し、本市特産品のPRに取り組んでまいります。

本市の就労環境の現状といたしましては、卒業後に就職を希望する高校生や若い求職者の減少が課題となっております。若者の市内就職を促進するため、ハローワークや岩船郡村上市雇用対策協議会との連携により、市内企業PRサイトの再構築や高校生向け就職説明会を開催するとともに、下越地域若者サポートステーションによる職業体験事業を実施することで、労働力の確保と雇用のミスマッチ解消に取り組んでまいります。

また、新潟県ハッピーパートナー企業への登録を推奨し、本市独自の「女性就労環境向上事業補助金」などを活用しながら、引き続き男女がともに働きやすい労働環境の拡大を目指してまいります。

次に、「いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり」につきまして、主な取り組みについてご説明いたします。

初めに、消防・救急体制につきましては、消防資機材や消防車両の適正な維持管理と計画的な整備を行うとともに、救急救命士の養成や隊員の高度教育を実施するなど、消防救急体制の強化を図

ってまいります。

また、地域防災において中心的役割を担う消防団活動の維持・強化のため、市内の企業や事業所からご理解、ご協力をいただきながら、引き続き消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

防災体制の充実につきましては、昨年、本市も多くの災害に見舞われ、市民の生命を確実に守るという信念のもと、避難指示や避難勧告を迅速に発令し、多くの市民にご協力いただいたところであります。幸い人的被害はありませんでしたが、昨今頻発する自然災害に対し、洪水ハザードマップなどを生かした説明会や研修会などを行いながら、市民の防災意識の向上を図る必要があると考えております。

一方、行政業務においては、行政庁舎が被災した場合においても業務継続ができるよう「災害時業務継続計画」の早期策定を目指すとともに、今後も地理的条件や実情に即した村上市地域防災計画の見直しを行ってまいります。

また、地域防災力の向上のため、自主防災組織や防災士の育成をさらに進めると同時に、防災士のスキルアップ、情報の共有や連携の強化を目的に、ことし3月に「村上市防災士会」が発足する運びとなりました。

私としても非常に心強く、地域防災の中心的組織となることを期待しているところであります。

現在、国は国土強靱化として防災・減災のための対策を強く推し進めている状況でありますので、引き続き国や県のご協力を得ながら防災対策を進め、なお一層災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、犯罪の発生件数が減少傾向にあるものの、振り込め詐欺などの特殊詐欺や架空請求などが数多く発生しております。引き続き、警察及び関係団体等との連携を強めるとともに、事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みや防犯意識の高揚に努めてまいります。

また、防犯灯のLED化や適切な維持管理を行うことにより、夜間の歩行者の安全や安心の確保に引き続き取り組んでまいります。

近年の交通事故件数は減少傾向にあり、昨年の市内交通事故発生件数については前年を下回ったものの、死亡交通事故は増加する結果となりました。引き続き、交通ルールやマナーの遵守について関係機関等と啓発活動を行いながら、さらなる交通事故防止に努めてまいります。

続きまして、「伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり」について、主な取り組みについてご説明いたします。

学校教育につきましては、学校と保護者、地域住民が子どもの教育に対する課題や目標を共有し、学校と地域が連携・協働しながら学校運営を考えていくため、市内3中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール事業に取り組んでまいります。

学力向上対策においては、中学生の家庭学習の習慣化を促すため、放課後学習事業を全中学校で

実施するとともに、外国語指導助手や非常勤講師、学校図書館司書の配置、英語検定料の補助などの学習支援策を実施します。

また、中学校の部活動指導員制度を新設するほか、介助員の配置など一人一人のニーズに応じた特別支援教育や、将来の人材育成のためのキャリアスタートウィーク事業、平和学習の充実のための広島平和記念式典派遣事業、若者定住促進のための本市奨学金の返還支援制度などを引き続き実施してまいります。

教育環境につきましては、学校統合する子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう万全の準備を進めるとともに、すべての小・中学校の普通教室を中心に冷房設備を設置し、良好な学習環境の整備を進めてまいります。

生涯を通じた学習の推進につきましては、次代を担う子どもたちの健全な育成と、それを支える大人たちの主体的な学びを促進するため、市内小・中学校との連携による家庭教育支援事業の実施やライフステージに合わせた学びの導入に努めてまいります。

本年5月1日には荒川地区公民館が開館します。新たに学習室やキッズスペースなどを設置しますので、これまで以上に市民の交流の場として活用されることを期待しているところです。

また、2020年度で計画期間を終える「村上市子ども読書活動推進計画」について、第2次計画の策定に向けた準備を進め、子どもたちの読書環境の向上に努めてまいります。

文化財の保存活用と芸術・文化の振興につきましては、「村上城跡保存活用計画」を策定するほか、平江城跡と合わせて市民共有の財産を後世に伝えていくために、史跡の整備・保存を進めてまいります。

また、本年9月から11月に「第34回国民文化祭、第19回全国障害者芸術・文化祭」が新潟県内各地で行われます。本市では「全日本健康マージャン交流大会」を実施するほか、市単独で「むらかみ伝統芸能を考える集い」を開催し、地域文化の発信や活性化、障がいのある方とない方の交流を通じた多様性社会の理解につなげてまいりたいと考えております。

生涯スポーツと競技スポーツの推進につきましては、我が国にとっても大きなスポーツ競技のランドマークとなる「村上市スケートパーク」が本年4月にオープンします。国内最大級の屋内スケートパークとしての特徴を最大限に生かし、国内外の大会や練習の拠点として誘致活動を行いながら、本市にアスリートや愛好者が集う「スケートボードの聖地」創造を目指してまいります。

また、市民が気軽にスポーツ活動が行えるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携し、市民の健康増進や体力向上に取り組むとともに、良好なスポーツ環境の整備にも取り組んでまいります。

次に、「ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり」について、本年度の主な取り組みについてご説明いたします。

初めに、平等社会の推進につきましては、部落差別問題を初め、いじめやインターネット上での

人権侵害が問題となる中、あらゆる差別や人権侵害をなくし、ひとりひとりが認め合う平等社会の実現のため、引き続き人権に関する啓発に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに認め合い、支え合うまちを目指して策定した「第2次村上市男女共同参画計画」に基づく取り組みを推進してまいります。

市民の皆様には多大なご協力をいただきながら進めている「協働のまちづくり」につきましては、各地域まちづくり組織の皆様が、地域に根差した特色ある取り組みを展開されておりますことに、敬意と感謝を申し上げる次第であります。そのような中、地域や集落の現状や課題を分析し、地域課題の解決につなげていこうとする取り組みが生じてきたことに大きな期待をしているところであります。

今後も、このような住民主体のまちづくり活動を市としてバックアップしてまいりたいと考えております。

また、地域の担い手や集落活性化のためのプランナーとして配置を行っている「地域おこし協力隊」に加え、「集落支援員」も効果的に組み合わせながら、地域力向上と集落の維持強化を目標に、元気で活力のある地域づくりを支援してまいります。

広報広聴事業につきましては、昨今、スマートフォンの普及から誰もが手軽に最新の情報を得ることが可能となってきております。

市民に早く正しい情報や魅力的な話題を伝えていくため、「市報むらかみ」の効果的な紙面づくりとともに、ホームページ、SNSを活用したスピーディーな情報発信に努めてまいります。

本市情報化の推進につきましては、年々悪質となるインターネットを介した攻撃に対し、セキュリティの強化を図るため、昨年度から市内のインターネット接続を新潟県のセキュリティクラウドを通じた通信方式へ移行しました。本市の業務もコンピュータシステムによるものが多くを占めているため、さらなる安全性を確保しながら安定的な運用に努めてまいります。

次に、本市の行財政改革に関しましては、年々自治体業務が複雑化し、求められるニーズが多方面に及ぶ状況であります。自治体として効率的でスリムな体制としていくことも求められております。限られた体制でさらなる業務効率化に取り組むとともに、職員研修や人事評価制度を最大限に活用しながらスキルアップを行い、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

行政組織につきましては、複雑かつ多様化する子育て世代の支援体制を強化するため、「こども課」を新設するほか、硬直化している財政状況を克服しながら行財政運営と政策実行を同期させていくため、管理部門である政策推進課の企画業務及び統計業務を財政課と統合し、「企画財政課」といたします。また、今後、マイナンバー（個人番号）を利活用した新たな行政サービスの充実を全庁的に推進していくため、情報化推進業務を総務課に移管し、より効率的でレスポンスのよい組織体制を目指してまいります。

広域行政の推進につきましては、関川村・粟島浦村との定住自立圏の形成に基づく各事業を実施

していくとともに、昨年協定締結した新潟市や大洗町など、観光と交流、災害応援などを核とした他自治体との連携協力も進めてまいりたいと考えているところです。

以上が私の市政運営にあたっての所信と平成31年度の主な事業概要であります。

本年は平成最後の年、そして本市ゆかりの皇太子妃殿下雅子様が皇后陛下となられる記念すべき新時代の幕開けの年でもあります。

地方にとっては大変厳しい状況の中で、将来を見据えて本市をどう持続し、進化させていくかを見定め、新たな時代を切り開いていかねばならないと強く思うところであります。

私たちの故郷「村上市」を希望と笑顔があふれるまちとして次の時代へつないでいくため、私は先頭となって困難な状況に立ち向かう所存でありますので、市民の皆様と議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で平成31年度村上市施政方針を終わります。

-
- 日程第13 議第 4号 平成31年度村上市一般会計予算
議第 5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7号 平成31年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算
議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算
議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第4号から議第14号までの11議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第4号から議第14号までの11議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、平成31年度村上市各会計の予算案についてであります。施政方針の冒頭にも触れましたように、本年度予算におきましては、平成30年度からの継続事業である荒川地区公民館建設事業、厚生連村上総合病院移転新築に向けた周辺道路整備事業及び同病院移転新築への補助事業等を初めとして、人口減少対策、産業振興策、少子化に対応した施設の統廃合などの諸課題への対

応、さらに本年度から交付される予定の森林環境譲与税（仮称）を活用した事業など総合戦略の政策理念実現に向けた各種取り組みの選択と集中による編成を行ったところであります。

平成31年度当初予算案の規模を申し上げます。一般会計は325億6,000万円、特別会計は9会計で217億1,287万3,000円、企業会計は16億8,474万5,000円、全会計では559億5,761万8,000円となります。

予算案の内容につきまして会計ごとに順次申し上げます。最初に、議第4号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は325億6,000万円で、前年度当初予算と比較すると、予算総額でマイナス5.0%、17億1,000万円の減額となります。減額の理由といたしましては、（仮称）村上市スケートパーク施設建設事業、荒川地区防災行政無線再整備事業などの大型投資事業の完了によるものが主たる要因であります。また、投資的経費では、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業などのインフラ整備のほか、西神納小学校校舎改修工事などで37億708万7,000円を計上をいたしました。また、職員人件費では、前年比プラス0.6%、3,374万9,000円の増額で、56億1,989万6,000円となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債の目的及び限度額等を、第4条では一時借入金の借り入れ最高額を30億円に定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税を固定資産税評価がえ後の増などによりプラス1.5%、64億9,050万4,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までは、総務省自治税務局の見込みにより算定し、このうち第2款地方譲与税では本年度から新たに交付される予定である森林環境譲与税（仮称）で3,000万円を見込み、第10款地方交付税ではマイナス1.1%、124億円を、第14款国庫支出金ではプラス1.3%で25億137万3,000円を、第15款県支出金では介護基盤整備事業費補助金の増などによりプラス4.2%で18億8,450万円を、第18款繰入金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金の増によりプラス20.2%、24億7,241万円を、第21款市債では（仮称）村上市スケートパーク建設事業の終了による教育債の減などによりマイナス41.1%、26億7,840万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で31億1,123万6,000円、情報通信事業特別会計繰出金の減などによりマイナス3.9%、1億2,767万円の減額。第3款民生費で87億5,424万3,000円、介護基盤整備事業経費の皆増などにより69万円の増額。第4款衛生費で35億217万2,000円、村上総合病院移転新築事業費補助金の増などによりプラス27.9%、7億6,464万9,000円の増額。第6款農林水産業費で24億6,815万1,000円、多面的機能支払交付金の減などによりマイナス7.1%、1億8,752万9,000円の減額。第7款商工費で12億7,642万3,000円、マイナス8.2%、1億1,389万円の減額。第8款土木費で43億4,931万3,000円、除雪機械購入費の減などによりマイナス1.1%、4,760万9,000円の減額。第9款消防費で14億3,807万3,000円、荒川地区防災行政無線再整備事業の終了などによりマイナス23.4%、

4億3,812万円の減額。第10款教育費で37億3,461万7,000円、(仮称)村上市スケートパーク建設事業の終了などによりマイナス29.3%、15億5,053万7,000円の減額となったところであります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第5号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は4,917万3,000円とし、前年度比4,915万3,000円の増額であります。これは、日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地及び都市計画道路市道南中央線道路用地の買収を進めるに当たり、土地開発基金を利用することによる増額であります。歳入では、第1款財産収入で1万1,000円を、第2款土地開発基金繰入金で4,916万1,000円を計上いたしました。歳出では、第1款財産取得費で土地取得事業経費4,916万1,000円を、第2款諸支出金で土地開発基金積立金など1万1,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第6号は、村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は5億1,330万円とし、前年度比マイナス12.0%、7,010万円の減額であります。これは、起債の元利償還金及び施設維持管理経費等の減額が主な要因であります。歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金55万円を、第2款使用料及び手数料で情報通信施設使用料など5,291万1,000円を、第3款繰入金で一般会計繰入金4億3,194万5,000円を、第4款繰越金で前年度繰越金1,000円を、第5款諸収入で光伝送路等貸付料など2,789万3,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で施設管理費など3億3,007万5,000円を、第2款公債費で起債の元利償還金1億8,122万5,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第7号は、村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は5,000万円とし、前年度比マイナス15.3%、900万円の減額であります。減額の主な要因といたしましては、施設整備計画及び備品更新計画の見直しにより減額が生じたものであります。歳入では、第1款売上金で30万円を、第2款使用料及び手数料で1,014万円を、第3款繰入金で3,680万1,000円を、第5款諸収入で275万8,000円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費4,728万7,000円を、第2款公債費で起債の償還金元金及び利子135万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第8号 村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は64億1,250万円とし、前年度比プラス5.4%、3億2,850万円の増額であります。これは、医療費の伸びが上昇傾向にあることなどから国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金が増額となっていることが主な要因であります。歳入では、第1款国民健康保険税で10億3,637万4,000円を、第5款県支出金で48億976万5,000円を、第7款繰入金で5億4,616万9,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で9,880万7,000円を、第2款保険給付費で47億1,538万1,000円を、第3款国民健康保険事業費納付金で15億2,675万2,000円を、第4款保健事業費で5,167万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第9号は、村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は7億970万

円とし、前年度比プラス2.7%、1,890万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で5億604万3,000円を、第3款繰入金で1億9,966万1,000円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款総務費で1,110万4,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で6億9,261万8,000円を、第3款保健事業費で503万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第10号は、村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は76億4,300万円とし、前年度比マイナス3.1%、2億4,700万円の減額であります。歳入では、第1款保険料で15億5,483万1,000円を、第4款国庫支出金で18億8,076万5,000円を、第5款支払基金交付金で19億7,328万3,000円を、第6款県支出金で10億9,077万1,000円を、第8款繰入金で介護給付費繰入金、事務費等繰入金などで11億3,362万8,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で2020年度に策定する第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のための実態調査委託料など1億6,777万1,000円、平成29年度決算額及び本年度決算見込額を踏まえ、第2款保険給付費で71億7,514万8,000円を、第3款地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費などで2億9,745万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第11号は、村上市下水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は45億9,720万円とし、前年度比マイナス0.3%、1,570万円の減額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者負担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款国庫支出金の国庫補助金などで9億6,298万8,000円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で23億9,998万8,000円を、7款市債で11億9,820万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款下水道費の下水道管理費で9億332万8,000円を、下水道建設費で6億77万3,000円を、第2款公債費で30億9,059万9,000円をそれぞれ計上いたしました。主な事業といたしましては、村上地区において約0.6キロメートルの管渠整備により処理区域を約13ヘクタール拡大するほか、荒川地区において都市計画道路東大通り線の整備にあわせ、1級河川烏川への雨水排水樋門建設のための用地取得を行います。また、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、下水道施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保を図ってまいります。

次に、議第12号は、村上市集落排水事業特別会計の予算案であります。予算の総額は12億6,770万円とし、前年度比プラス5.8%、7,000万円の増額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者分担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款県支出金の県補助金などで2億3,444万円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で7億2,315万7,000円を、第7款市債で3億310万円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款集落排水費の集落排水管理費で3億1,761万2,000円を、集落排水建設費で7,390万円を、第2款公債費で8億7,368万8,000円をそれぞれ計上いたしました。主な事業といたしましては、中浜処理場において電気・機械設備の機能強化工事を実施するほか、高根処理場では機能強化工事に向けた実施設計業務を、南大平、上海府、門前・鋳物師、海老江、荃太の5地区の処理施設については、機能診断調査業務を実施いたします。また、集落排水事業に

つきましても、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保を図ってまいります。

次に、議第13号は、村上市簡易水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は4億7,030万円とし、前年度比プラス10.5%、4,480万円の増額であります。簡易水道事業の業務予定量は給水戸数3,976戸、年間総給水量97万4,273立方メートルを予定をいたしております。歳入では、第1款分担金及び負担金の工事負担金、第2款使用料及び手数料で水道使用料など1億6,034万5,000円を、第3款繰入金の一般会計繰入金で2億2,565万1,000円を、第6款市債で6,550万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1億2,949万1,000円を、第2款施設費で9,843万7,000円を、第3款公債費で2億3,937万2,000円をそれぞれ計上いたしました。主な事業といたしましては、主要地方道山北関川線道路改良事業に伴う配水管工事等の改良事業であります。

最後に、議第14号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は給水戸数2万834戸、年間総給水量は619万3,290立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益を11億4,732万9,000円、事業費用を10億8,056万5,000円とし、利益は6,676万4,000円を見込んでおります。資本的収支予算では、資本的収入を4,974万6,000円、資本的支出を6億418万円とし、主な事業といたしましては、拡張事業として荒川地区の第3次拡張事業で荒島浄水場の場内整備工事を実施をいたします。また、昨年度着手をいたしました水道台帳システムの構築を引き続き進めるとともに、各地区において老朽管の改良を実施いたします。収支差し引き不足額5億5,443万4,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,190万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,081万2,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金5,171万8,000円で補填しようとするものであります。

以上、平成31年度の村上市各会計の予算案について一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第4号から議第14号までの提案理由の説明を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といた

します。

追加日程第1、お諮りします。村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

昼食休憩のため午後1時10分まで休憩します。

午後 0時06分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例制定について

議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について

議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例制定について

議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第15号から議第26号までの12議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第15号から議第26号までの12議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第15号及び議第16号につきましては、いずれも平成30年8月6日、国道7号勝木地内における交通死亡事故にかかわるものであり、市非常勤職員が公用車で国道7号を村上方面に走行していたところ、センターライン付近で右折しようとしていた前方の原動機付自転車に追突、原動機付自転車とその運転手が反対車線に投げ出され、対向してきた普通乗用車にはねられ死亡させたものであります。

議第15号は、本件事故が市非常勤職員の安全運転義務違反により発生したもので、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、村上市がその責任を負うこととしております。損害賠償金といたしまして、被害者の法定相続人に対し、治療費及び文書料、葬儀費、逸失利益並びに本人及び遺族慰謝料として7,246万9,589円を賠償することでこのたびご遺族と示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により、損害賠償の額を確定し、和解することについて議会のご議決をお願いするものであります。

また、議第16号は、本件事故により運転手が反対車線に投げ出され、山形方面に走行していた相手方普通乗用車に接触し車両を損傷させたものであります。議第15号と同様市非常勤職員の安全運転義務違反により発生したもので、相手側の責めに帰すべき事由も認められないため、村上市がその責任を負うこととしております。損害賠償金といたしまして、レッカー代及びレンタカー代、車両損害並びに慰謝料として139万3,294円を賠償することでこのたび相手方との示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により、損害賠償の額を確定し、和解することについて議会のご議決をお願いするものであります。改めまして、ご遺族及び被

害者並びに関係者の皆様に深くおわびを申し上げ、交通事故撲滅に向けて全庁挙げて取り組んでまいっている所存であります。

次に、議第17号は、村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定についてであります。本年3月1日施行の公職選挙法の改正により、長の選挙に加え、議会議員の選挙においても条例で定めるところにより選挙運動用ビラの作成費用が公費負担とすることができるようになりました。本案は、本市におきましても候補者の政策等を有権者が知る機会を充実させること、候補者の選挙運動の機会均等を図られることなどにより、選挙運動用ビラの作成経費を選挙公営とする必要があるため、本市選挙管理委員会からの申し入れにより条例を制定しようとするものであります。

次に、議第18号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第26号 市有財産の譲与についてでも提案をさせていただいておりますとおり、平成21年に制定した村上市行政改革大綱の施設見直し計画に基づき、集落集会施設を関係地縁団体へ移譲を進めるもので、コミュニティセンターあけぼのを関係地縁団体であるあけぼの区へ移譲することに伴い、本条例から削除するものであります。

次に、議第19号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられ、平成31年4月から適用となる見込みであり、地方公務員についても同様の措置を講ずるとともに、平成31年4月から適用すべく条例改正等を行うよう総務省からの通知により条例を改正し、規則において超過勤務命令の上限設定等を行うものであります。

次に、議第20号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本市議会議員の期末手当における支給月数を0.05月分引き上げるものであり、市議会議員の期末手当につきましては、国の特別職の期末手当の支給月数に準じております。既に昨年11月の国会で国の特別職給与法の改正が成立しており、その改正後の期末手当の支給月数に合わせるものであり、平成30年12月1日に遡及し引き上げを行うものであります。

次に、議第21号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げようとするものであり、先ほどの議第20号と同じく改正後の国の特別職給与法の支給月数に合わせ平成30年12月1日に遡及し引き上げを行うものであります。

次に、議第22号は、村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の給与条例について改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、給料表の改定であります。公民給与較差の結果、公務員給与が民間給与を582円、率にして0.16%下回っていることや人事院勧告の内容を踏まえ、国の俸給表に準拠する引き上げを行うものであります。なお、

給料表の平均改定率は0.15%で、平成30年4月1日に遡及し適用しようとするものであります。2点目といたしましては、期末・勤勉手当の改定であります。民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げようとするもので、平成30年12月1日に遡及し適用しようとするものであります。3点目といたしましては、宿日直手当の改定であります。県の改定同様国の取り扱いに準拠する引き上げを平成31年4月1日から適用しようとするものであります。4点目といたしましては、55歳を超える職員の昇給停止であります。国においては、既に実施されている制度であり、新潟県及び県内自治体の多くは平成30年度から実施しているものであり、本市においては平成31年4月1日から適用しようとするものであります。5点目といたしましては、平成27年の給与制度の見直しにおいて、経過措置として設けた現給保障を平成31年3月31日をもって廃止するものであります。

次に、議第23号は、村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、寒冷地手当の支給対象から旧朝日村及び旧山北町の区域に勤務する職員を除き、関川村に在勤する職員のみを支給対象とすることで国の制度に合わせるものであります。現行の寒冷地手当制度は、平成26年度の改定の際、新潟県においては地域の気象状況を的確に反映させるために、平成16年4月1日における市町村の名称及び区域を採用したところではありますが、国においては村上市全域を支給対象としていない制度であり、対象にずれが生じていたところあります。このため、総務省から新潟県を通じて是正を求められていることから、条例を改正し、国との均衡を図るもので、平成31年4月1日から適用しようとするものであります。

次に、議第24号は、村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、指導員の任期を現行の2年から1年へと変更する特例を附則に加えるものであります。

次に、議第25号は、村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、老朽化等により本年度休館しておりました荒川温水プールにつきまして、平成31年3月31日で廃止するものであります。また、学校統合により平成31年3月31日をもって廃校となる平林中学校の体育館を社会体育施設の平林体育館として条例に加え、平成31年4月1日から利用するものであります。

最後に、議第26号は、市有財産の譲与についてであります。コミュニティセンターあけぼのを関係地縁団体であるあけぼの区に譲与するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号から議第26号までの12議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

- 日程第15 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定について
議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について
議第31号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第27号から議第31号までの5議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第27号から議第31号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第27号は、村上市長寿祝金等支給条例制定についてであります。本案は、長年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿のお祝いについて、88歳及び99歳の方への祝品を弾力的な運用が図られるよう金額を記さぬこととするとともに、101歳以上対象者への祝品につきましては、節目である100歳の祝金を区切りとして廃止し、既存条例の全部を改正するものであります。

次に、議第28号は、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。学校教育法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられます。本案は、この大学の前期課程を終了した者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者とする改正省令が施行されることから同条例を同様に改正するものであります。

次に、議第29号は、村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、現在建設中の荒川地区公民館の供用開始に伴い、取り壊しが予定されている現行施設に併設の荒川保健センターを廃止するものであります。なお、荒川保健センターで実施しております各種検診等の事業につきましては、引き続き新しい公民館施設を利用し実施することといたしております。

次に、議第30号は、荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定についてであります。本施設につきましては、旧村上警察署金屋駐在所を旧荒川町が平成13年に譲り受け高齢者福祉のための施

設として地域住民に開放しておりましたが、築47年が経過し老朽化が進んでいること、耐震及びバリアフリー未対策であることから、本年度末をもって廃止するものであります。

最後に、議第31号は、村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、岩船沖洋上風力発電の推進において、発電事業者が撤退したこと、また海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が本年4月に施行されることにより、今後新たな発電事業者の選定に当たっては国が行うこととなったことから本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号から議第31号までの5議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第16 議第32号 市道路線の認定について
議第33号 市道路線の変更について
議第34号 市道路線の廃止について
議第35号 村上市森林環境整備基金条例制定について
議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第32号から議第38号までの7議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第32号から議第38号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第32号は、市道路線の認定についてであります。本案は、荒川地区下鍛冶屋地内の民間開発行為に伴い、帰属を受けた1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第33号は、市道路線の変更についてであります。本案は、森林基幹道岩船東部線の開設

に伴い、村上地区上山田地内の市道の一部区間が林道と併用するため、終点を変更するものが2路線、また朝日地区笹平地内において路線の一部に民地を供用していたことから構図との整合を図り、終点を変更するものが1路線、同笹平地内において市道橋の撤去に伴い終点を変更するものが1路線であります。

次に、議第34号は、市道路線の廃止についてであります。本案は、県道岩船港線の重複路線となっている岩船下浜町地内の1路線を廃止するものであります。

次に、議第35号は、村上市森林環境整備基金条例制定についてであります。本案は、森林整備及びその促進に必要な財源に充てるため、平成31年度から交付される予定であります森林環境譲与税（仮称）の充当後の残余分を積み立て、後年度において活用するため基金を創設するものであります。

次に、議第36号は、村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日より施行されることに伴い、新たに制度化される専門職大学について、その前期課程を終了した者は短期大学を卒業した者に相当することとなるため、本条例で定めている資格要件に明記するものであります。また、技術士法施行規則の一部を改正する省令が同日より施行されることに伴い、現在の技術士第2次試験の専門科目のうち水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることから、本条例の資格要件を改正するものであります。

次に、議第37号は、村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、上山田地区飲料水供給施設の上水道統合整備事業の完了に伴い、村上市上水道事業の給水区域に上山田地区を加えるものであります。

最後に、議第38号は、村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第37号でご説明申し上げましたとおり、上水道事業に統合する上山田地区飲料水供給施設を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号から議第38号までの7議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,130万円を減額し、予算の規模を374億7,730万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、給与改定等に伴う職員人件費の調整や国の補正予算に伴う事業費の追加、各事業における精算及び精算見込みに伴う経費を計上いたしました。

歳入におきましては、第10款地方交付税では普通地方交付税で720万9,000円を追加し、第14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金などで4,154万6,000円を、第15款県支出金では農地集積・集約化促進事業補助金などで1,868万1,000円を、第18款繰入金では義務教育施設設備整備基金繰入金で1,280万円を、第21款市債では農業農村整備事業債などで4,650万円をそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、各款にわたり給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第2款総務費では庁舎情報システム管理経費などで3,216万円を、第3款民生費では介護保険特別会計繰出金などで2,475万7,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで4,742万円をそれぞれ減額をいたしました。また、第7款商工費では、住宅リフォーム事業経費などで6,245万7,000円を追加し、第8款土木費では道路対策事業経費などで7,239万9,000円を、第10款教育費では若林家住宅経費などで186万6,000円をそれぞれ減額をいたしました。

第2条、繰越明許費は、老人ホーム運営経費を初め、国の補正予算に伴う経費など翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、農業債などの限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号については、平成30年度一般会計予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第18 議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

議第41号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）

議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第40号から議第48号までの9議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第40号から議第48号までの9議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第40号から議第48号までは、平成30年度村上市特別会計及び上水道事業会計補正予算についてであります。

補正予算の主な内容といたしましては、一般会計同様給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、各事業における精算及び精算見込みにより調整を行いました。

最初に、議第40号は、平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万円を減額し、予算の規模を5億9,990万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金840万9,000円を減額し、第5款諸収入では道路改良工事等支障施設工事補償料700万9,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費では、朝日地区施設維持管理経費などで135万2,000円を減額をいたしました。

次に、議第41号は、平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、予算の規模を4,640万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第3款繰入金で一般会計繰入金60万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で修繕料60万円を追加をいたしました。

次に、議第42号は、平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,040万円を追加し、予算の規模を64億3,940万円にしよ

うとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金2億4,000万円を、第7款繰入金で一般会計繰入金40万円を、第8款繰越金で前年度繰越金1億円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費2億4,000万円を、第5款基金積立金で国民健康保険事業財政調整基金積立金1億円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第43号は、平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万円を追加し、予算の規模を6億8,740万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金889万6,000円を減額をいたしました。第4款繰越金では前年度繰越金1,027万6,000円を、第5款諸収入では後期高齢者医療制度特別対策補助金で2万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理経費など4万5,000円を減額し、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では140万7,000円を、第3款保健事業費では健康診査事業委託料6万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第44号は、平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,800万円を減額し、予算の規模を79億6,450万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料では959万2,000円を追加し、第4款国庫支出金では4,178万5,000円を、第5款支払基金交付金では5,907万6,000円を、第6款県支出金では3,464万2,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金及び基金繰入金で9,208万9,000円をそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により47万8,000円を追加し、第2款保険給付費で2億1,880万円を減額し、第3款地域支援事業費では職員人件費の調整により38万5,000円を追加をいたしました。

次に、議第45号は、平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ70万円を減額し、予算の規模を46億3,990万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款国庫支出金の国庫補助金で80万円を減額し、第4款繰入金の一般会計繰入金で10万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で職員人件費の調整により51万9,000円を追加し、公共下水道改築更新経費において事業費の精算見込みにより測量設計等委託料120万円を減額をいたしました。

第2条、繰越明許費につきましては、公共下水道建設経費の測量設計等委託料及び工事請負費で村上処理区において国道7号の管渠整備で道路管理者との工事施工協議に期間を要したことのほか、荒川処理区において都市計画道路南中央線及び新潟県が行っている都市計画道路東大通り線の事業に合わせ管渠整備を実施する必要があるため1億8,523万円を翌年度へ繰り越すものであります。また、公共下水道改築更新経費につきましては、村上浄化センターの改築更新工事実施設計作成業務について、管理棟などで追加調査が必要となり、期間を要したため測量設計等委託料で2,520万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議第46号は、平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ80万円を減額し、予算の規模を12億240万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款県支出金の県補助金148万8,000円を減額し、第4款繰入金の一般会計繰入金178万8,000円を追加し、第7款市債110万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で職員人件費の調整により31万6,000円を追加し、農業集落排水改築更新経費において事業費の精算見込みにより測量設計等委託料410万円を減額し、工事請負費300万円を追加をいたしました。

第2条、繰越明許費につきましては、農業集落排水改築更新経費で中浜地区農業集落排水施設の汚水処理施設機能強化工事において、事業内容の見直しにより事業費の削減を図り、次年度に予定していました機能強化工事の一部について着手するため、工事請負費などで640万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議第47号は、平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ100万円を減額し、予算の規模を4億3,470万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金100万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整を行ったほか、委託料の確定により不用額を計上し、106万3,000円を減額し、第2款施設費では職員人件費の調整により6万3,000円を追加をいたしました。

最後に、議第48号は、平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきましては、支出において職員人件費の調整により60万8,000円を追加し、総額10億5,799万8,000円といたしました。

資本的収入及び支出におきましては、支出において職員人件費の調整により2万9,000円を追加し、総額12億3,088万9,000円とし、6億1,634万4,000円の不足となりました。この不足する額を当

年度分消費税等資本収支調整額6,615万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4億4,422万9,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,595万7,000円で補填をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号から議第48号までの9議案については、平成30年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

これより議第4号から議第14号までの平成31年度各会計予算の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切りかえます。

午後 1時46分　休憩

午後 2時02分　開議

○議長（三田敏秋君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から施政方針並びに議第4号から議第14号までの平成31年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 2時04分　散会